

# 兵庫県公報

令和6年11月18日 月曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

### 規 則

- 麻薬及び向精神薬の取締りに関する手続等を定める規則の一部を改正する規則（薬務課）…………… 2 ページ

### 公布された法令のあらまし

#### ◎麻薬及び向精神薬の取締りに関する手続等を定める規則の一部を改正する規則（規則第39号）

麻薬及び向精神薬取締法の一部改正により、大麻が同法における麻薬に位置付けられ、麻薬中毒の定義が改められることに伴い、規定の整備を行うこととした。

規 則

麻薬及び向精神薬の取締りに関する手続等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月18日

兵庫県知事職務代理者兵庫県副知事 服 部 洋 平

兵庫県規則第39号

麻薬及び向精神薬の取締りに関する手続等を定める規則の一部を改正する規則

麻薬及び向精神薬の取締りに関する手続等を定める規則（昭和39年兵庫県規則第82号）の一部を次のように改正する。

様式第7号（裏）の部中「大麻及び」を削り、「含む。」の右に「以下同じ。」を加える。

附 則

この規則は、令和6年12月12日から施行する。